

# ○飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例施行規則

平成30年3月26日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、飛騨市路上喫煙の防止等に関する条例(平成30年飛騨市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止区域の指定)

第2条 条例第5条第1項の規定により指定する禁止区域は、別図に表示する区域とする。

2 新たに禁止区域を指定し、又は指定を解除する時は告示により行うものとする。

(禁止区域標識の設置)

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により禁止区域を指定したときは、当該区域内の公衆の見やすい場所に、禁止区域である旨を表示した標識を設置するものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別図(第3条関係)

